

第1節 施設の復旧対策

(市民生活部、総務部、財務部、健康福祉部、産業部、建設部、教育部、上下水道部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関)

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

このことについては、「一般災害対策編 第3章第1節第1」を参照するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

このことについては、「一般災害対策編 第3章第1節第1 1」を参照するものとする。

2 災害復旧事業の種類

このことについては、「一般災害対策編 第3章第1節第1 2」を参照するものとする。

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

このことについては、「一般災害対策編 第3章第1節第2」を参照するものとする。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

このことについては、「一般災害対策編 第3章第1節第2 1」を参照するものとする。

2 激甚災害に係る財政援助措置

このことについては、「一般災害対策編 第3章第1節第2 2」を参照するものとする。

第3 激甚災害の指定

このことについては、「一般災害対策編 第3章第1節第3」を参照するものとする。

第4 災害復旧事業の実施

このことについては、「一般災害対策編 第3章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 被災地の生活安定

(総務部、市民生活部、健康福祉部、産業部、財務部、上下水道部、社会福祉協議会
日本赤十字社福島県支部、市内郵便局、福島公共職業安定所、市内商工会)

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第1 災害見舞金の支給

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第1」を参照するものとする。

第2 義援金の配分

1 伊達市災害義援金の配分

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第2 1」を参照するものとする。

2 国義援金の配分

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第2 2」を参照するものとする。

3 県義援金の配分

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第2 3」を参照するものとする。

第3 災害弔慰金の支給

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第3」を参照するものとする。

第4 災害障害見舞金の支給

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第4」を参照するものとする。

第5 被災者の生活確保

1 職業あっせん計画

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第5 1」を参照するものとする。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第5 2」を参照するものとする。

3 租税の徴収猶予等の措置

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第5 3」を参照するものとする。

4 郵便関係措置等

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第5 4」を参照するものとする。

5 生活必需品等の安定供給の確保

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第5 5」を参照するものとする。

第6 被災者への支援

- 1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第6 1」を参照するものとする。
- 2 支援法の対象となる自然災害
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第6 2」を参照するものとする。
- 3 支援法の対象となる世帯
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第6 3」を参照するものとする。
- 4 支援金支給の基準
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第6 4」を参照するものとする。
- 5 支給申請書等の提出
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第6 5」を参照するものとする。

第7 被災者への融資

- 1 農林業関係
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第7 1」を参照するものとする。
- 2 商工関係（中小企業への融資）
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第7 2」を参照するものとする。
- 3 住宅関係
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第7 3」を参照するものとする。
- 4 福祉関係
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第7 4」を参照するものとする。

第8 罹災証明書等の交付

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第8」を参照するものとする。

第9 被災者台帳の作成

このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第9」を参照するものとする。

- 1 被災者台帳に記載する内容
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第9 1」を参照するものとする。
- 2 台帳情報の利用及び提供
このことについては、「一般災害対策編 第3章第2節第9 2」を参照するものとする。